燃やすごみの出し方

処理の手順

(1) 汚れていたりしてリサイクル出来ない容器包装（紙・プラスチック）類、ビニール・ゴム製品は燃やすごみとして出してください。
(2) 食用油は紙や布にしみ込ませて出してください。
(3) 紙オムツ類は汚物を取り除いてから出してください。

※指定袋に入りきらないものは、ひも等で束ねて、指定ステッカーを貼って粗大ごみとして出してください。
※硬いプラスチック製品も「燃やすごみ」で出してください。

対象になるもの

- 生ごみ
- 木切れ
- 皮革製品
- 布製品
- ビニール、ゴム製品
- プラスチック製品

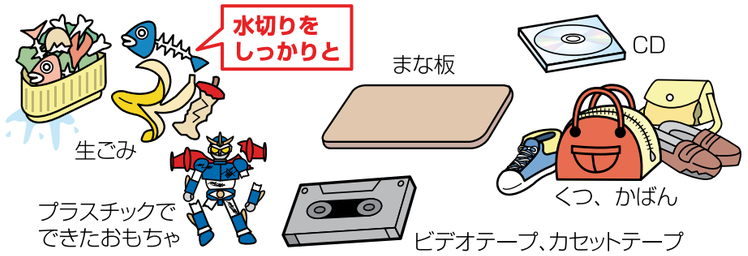

対象にならないもの

ミカンなどが入っていたネット類
→**プラスチック製容器包装**

スキーぐつ
→**燃やさないごみへ**

燃やさないごみの出し方

処理の手順

(1) 割れてしまったガラスや蛍光管、白熱電球などは、新聞紙等に包んで、中身を表記してから袋に入れて出してください。
(2) ライターは、必ず中身を使い切ってから出してください。

対象になるもの

- 金属製品、複合製品
- 小型家電
- 陶磁器類
- ガラス類

対象にならないもの

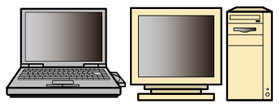
パソコン→**12 ページ参照**

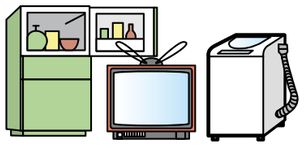
リサイクル家電→**12 ページ参照**

プラスチック製品→**燃やすごみへ**

粗大ごみの出し方

処理の手順

(1) 「燃やすごみ」「燃やさないごみ」に分類できるごみで、指定袋に入らないものは「粗大ごみ」となります。
※粗大ごみの大きさは3辺の合計が3m以内で一人で持てる重さ程度と規定します。
(2) 粗大ごみは、ビニール袋や紙袋に入れずに、目立つところに指定ステッカーを貼って、「燃やさないごみ」の日に出してください。
(3) ふとん等の広がるものやスキー等のばらばらに分かれるものは、ひも等で束ねてください。
(4) 指定ステッカーは、1品目に1枚貼ってください。
※複数の品目で1つの機能を有するもの（スピーカー付きステレオ、タンスと引き出しなど）は1品目とします。
※傘・剪定枝などは、片手で持てる程度に束ねてあれば1品目とします。

対象になるもの

- 家具類
- 寝具類
- 家電類
- その他

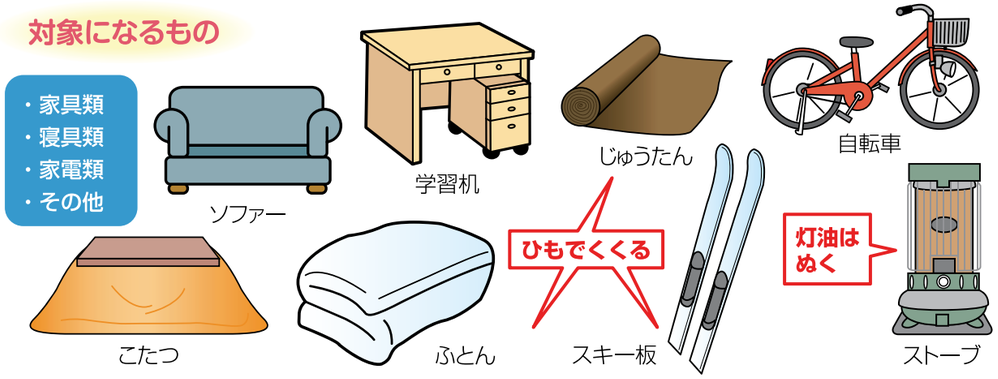

蛍光管・乾電池類・水銀使用製品・刃物類の出し方

処理の手順

蛍光管・乾電池類・水銀使用製品・刃物類は指定袋には入れず、それぞれ、次の方法で「燃やさないごみ」の日に出してください。

対象になるもの

包み方例示

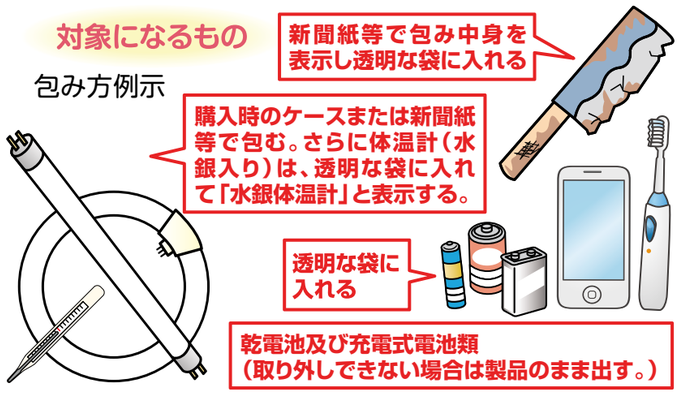

対象にならないもの

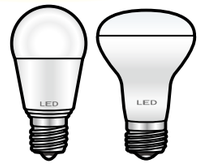
LED電球
→**燃やさないごみへ**

ボタン電池
→**販売店等の回収箱へ**